

# 国内受注型企画旅行条件書

旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面  
旅行業法第12条の5による契約書面

鳥根県知事登録旅行業第地域-97号  
一般社団法人 出雲観光協会

この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

## 1. 受注型企画旅行契約

(1)この旅行は、一般社団法人 出雲観光協会(鳥根県知事登録旅行業第地域-97号(以下「当社」といいます。))が旅行者の依頼により旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

## 2. 契約の申込み

- (1)当社が旅行者に交付した企画書面の内容に契約を申込みようとする旅行者は、当社所定の申込書に記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社へ提出していただきます。
- (2)当社は同一のコースにおいて、参加しようとする複数の旅行者および団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。))が責任のある代表者を定めたときは、その者が契約の申し込み、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は当該代表者(以下「契約責任者」という。))との間で行ないます。
- (3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、なんらの責任を負うものではありません。
- (5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6)A.身体に傷害をお持ちの方、B.健康を害している方、C.妊娠中の方、D.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

## 3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- ①旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- ②前条(6)の申出のあった場合であって、旅行者の参加のために必要な措置が講じられないとき。
- ③当社の業務上の都合があるとき

## 4. 契約の成立時期

- (1)契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2)当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結するときは、前(1)の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、当社は契約責任者にその旨を記載した契約書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。
- (3)申込金は、旅行代金、取消料若しくは違約料の一部として取扱います。

## 5. 契約書面の交付

- (1)当社は、契約の成立後速やかに、旅行者に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2)契約書面を交付した場合において、当社が旅行者より手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

## 6. 確定書面

- (1)契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日)以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあつては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2)前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれを回答します。
- (3)確定書面を交付した場合には、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- (1)旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払い下さい。
- (2)利用する運送運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示をされている適用運賃・料金が著しい経済状況の変化等により、通常予想される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前に通知するものとし、この場合旅行者は、旅行開始前に企画料金を又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となつたときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 8. 契約内容の変更

- (1)旅行者から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行者の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 9. 当社の責任および免責事項

- (1)当社は当社または手配代行者が故意または過失により旅行者に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- (2)旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被つたときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)当社は手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。))として賠償します。

## 10. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行者から企画料金を又は取消料をいただく場合  
旅行者は、企画書面記載の企画料金を又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。  
なお、下表という旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認した時を基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料	
(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)	宿泊付旅行	日帰り旅行
[1] 21日目に当たる日以前の解除	無料	無料
[2] 20日目に当たる日以降の解除	旅行代金の20%	無料
[3] 10日目に当たる日以降の解除	旅行代金の20%	旅行代金の20%
[4] 7日目に当たる日以降の解除	旅行代金の30%	旅行代金の30%
[5] 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
[6] 旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
[7] 無連絡不参加または旅行開始後の解除	旅行代金の100%	旅行代金の100%

(2)旅行者から企画料金を又は取消料をいただく場合  
旅行者は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金を又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- ①旅行契約内容に以下に示するような重要な変更が行われたとき。
  - a.旅行開始日又は終了日の変更
  - b.入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
  - c.運送機関の種類又は会社名の変更
  - d.運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
  - e.本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
  - f.宿泊機関の種類又は名称の変更
  - g.宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

- ②旅行代金が増額されたとき。(旅行者から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能とならぬとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となつたとき。
- ⑥旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金を又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。
- ⑦当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではないとき)を限り、)を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

## 11. 特別補償

- (1)当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が本企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被られたときは、旅行業約款「特別補償規定」により、死亡補償金・後遺障害補償金(限度額)として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円または通院見舞金として通院日数(3日以上)により1万円～5万円のいずれかの高いの金額、携行品に対する損害につきましては損害賠償金(15万円を限度)、(ただし、1個または1対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨明示した場合に限り、「当該旅行参加中」とはいたしません。また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品・食料品等の消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体に書かれた原稿等の補償はしません。
- ※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等は一切適用されません。
- (2)お客様が、旅行中に被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反・法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、早産、流産等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合の、自由行動中の山岳登山(バンケット・アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ホブスレー、スカイダイビング、ハンダライダークラフト、超軽量動力(モーター・ノンモーター)、マイクロクラフト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときおよび地震、噴火または津波そしてその事由に随伴して生じた事故・秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。
- (3)当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 12. 旅程保証

旅行日程下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規程により、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

別表 変更保証金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件当たりの率(%)	
	旅行開始日の前日まで にお客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
[1] バンフレット等に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
[2] バンフレット等に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。) その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
[3] バンフレット等に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
[4] バンフレット等に記載した運送機関の等級種類または会社の変更	1.0%	2.0%
[5] バンフレット等に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6] バンフレット等に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更(海外旅行のみ)	1.0%	2.0%
[7] バンフレット等に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
[8] バンフレット等に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%

- 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払いません。
  - A. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変。
  - イ. 戦乱
  - ウ. 暴動
  - エ. 官公署の命令
  - オ. 欠航、不通、休業等による運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
  - カ. 延滞、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - キ. 旅行参加者の生命、または、身体的安全確保のため必要な措置

## 13. お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより、当社が損害を被った場合は、当社にお客様から損害賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、バンフレット等に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、バンフレット等に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに添乗員、現地ガイド、現地手配会社、当該旅行サービス提供機関等何れかにその旨を申し出なければなりません。

## 14. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## 15. 個人情報のお取扱について

- (1)当社は、旅行申込の際提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配およびそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、
  - a.当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
  - b.旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
  - c.アンケートのお願い
  - d.統計サービスの提供
  - e.統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただいたことがあります。

#### 16. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件と旅行代金の基準日は、別途お渡しするパンフレット等に明示した日となります。

#### 17. その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しては、お客様ご自身の責任で購入していただきます。
- (3)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4)当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。
- (5)この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。

一般社団法人出雲観光協会